

福岡県公報

令和3年2月16日
第176号

目次

告示(第129号-第131号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 意見募集の結果の公示 (畜産課) …………… 2
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (情報政策課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 4

告示

福岡県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第294号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城西ヶ丘2丁目(a)	宗像市城西ヶ丘三丁目及び稲元七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第295号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城西ヶ丘2丁目(a)	宗像市城西ヶ丘三丁目及び稲元七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第131号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林および重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年2月25日農林水産省告示第249号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市上西鯨坂473番及び474番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市長浦台2-15-2

S O A L A 合同会社

代表社員 河本 大祐

公告

福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則案について、令和2年12月22日から令和3年1月20日までの間、御意見を公募しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3

年2月9日に公布しました。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部畜産課大家畜係

電話：092-643-3497

メールアドレス：chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年2月16日から令和3年3月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
松嶋 盛人	みやま市瀬高町小田1820番地1
中尾 昌弘	大牟田市浄真町85番地
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
山田 一昭	みやま市高田町黒崎開440番地
佐田 修	みやま市瀬高町太神27番地3
壇 信行	みやま市瀬高町小川917番地
樺嶋 一美	みやま市瀬高町松田2381番地4
坂田 薫	みやま市瀬高町小田1029番地
坂田 和章	みやま市瀬高町坂田1038番地2
橋本 欣二	みやま市瀬高町本吉993番地2
西山 英一	みやま市高田町北新開127番地
高田 恵勝	みやま市高田町永治271番地1
大淵 幸信	みやま市高田町黒崎開1912番地2
平川 恵一	みやま市高田町徳島516番地1
境 久利	みやま市高田町江浦1423番地10
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
猪名富 久人	みやま市山川町清水951番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地

2 退任監事

氏名	住所
田中 隆輔	みやま市高田町江浦町283番地

武藤 正司	みやま市瀬高町泰仙寺217番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地

3 就任理事

氏名	住所
松嶋 盛人	みやま市瀬高町小田1820番地1
関 好孝	大牟田市大字甘木1203番地28
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
江崎 三男	みやま市瀬高町太神1552番地1
溝上 昌浩	みやま市瀬高町松田725番地1
坂田 薫	みやま市瀬高町小田1029番地
大淵 幸信	みやま市高田町黒崎開1912番地2
境 久利	みやま市高田町江浦1423番地10
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

4 就任監事

氏名	住所
築地原 良太	みやま市山川町尾野1981番地3
井上 清繁	大牟田市大字倉永4020番地2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町緑ヶ浜二丁目1622番6、1622番7、1622番9及び1622番13から1622番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
新宮町長 長崎 武利

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年2月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人水巻町 社会福祉協議会	遠賀郡水巻町頃末南三丁目 11番1号	遠賀郡水巻町頃末南三丁目 11番1号	令和3年 2月3日